

分散型水素システム社会実装研究会 運営会則

分散型水素システム社会実装研究会（以下「本研究会」という。）の運営等に必要な事項について、以下の通り運営会則（以下「本会則」という。）を定める。

（設置）

第1条 本研究会は、国立研究開発法人理化学研究所（以下「理研」という。）における分散型水素システム技術に関して企業等と共同研究・開発を進め、今後の社会実装を構想していくにあたり、必要な情報ならびに意見交換、企画作業を行うイノベーションプラットフォームとして設置する。設置にあたっては、株式会社理研鼎業（以下「理研鼎業」という。）を運営主体とする。

（目的）

第2条 社会情勢や技術の進捗に伴い、今後の人口減時代に必要となる分散型水素システムの普及を見通せる段階になってきている。このような状況に鑑み、公的研究機関である理研とその研究成果の活用法人である理研鼎業が中核となって、実証意欲のある企業、研究機関、自治体等を集め、地域、目的施設に適した分散型システムプロトタイプの実証実験及び施工を推進、有用性を実証し、自立的に産業実装が進む「社会モデル」の構築へ繋げていくことを本研究会の活動目的とする。

（研究会内容）

第3条 本研究会は、前条の目的を達成するために、次の各号に上げる研究会内容（以下「研究会内容」という。）を行う。ただし、個別の共同研究（本研究会の成果に基づく共同研究も含む）は対象外とする。

- 一 分散型水素システム及び関連技術に関わる、基礎研究、応用開発研究、実用化活動、実証実験及び施工活動、安全性や規制への対応、の為の情報ならびに意見の交換、企画作業
- 二 意見交換、研究交流の機会提供
- 三 一二の促進のための全体会議、及び目的ごとの分科会の設置
- 四 その他、本研究会の目的達成に必要な事項

（事務局）

第4条 本研究会の事務局は、理研鼎業 共同研究促進部が執り行う。

2 本研究会の事務局は、研究会の成果に基づく共同研究も含め、企業間の権利主張等の調整を行わない。

(役員)

第5条 本研究会は、役員として、次に掲げる事務局長と副事務局長を置く。

- 一 事務局長1名 理研鼎業の身分を有する者の中から、理研鼎業社長が選任、解任する。
- 二 副事務局長1名以内 理研鼎業の身分を有する者の中から、事務局長が選任、解任する。

2 事務局長は、本研究会を代表し本研究会を統括する。

3 副事務局長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故その他の事由で職務を遂行出来ない場合、もしくは事務局長からの指示があった場合、その職務を代行する。

4 事務局長及び副事務局長の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会員の種類)

第6条 会員とは、本研究会の目的に賛同し、本研究会に参加して研究会内容の推進を図る機関（以下「本会員」という。）で、次条第1項に基づき入会を認められた産業会員、大学・国立研究機関等会員、自治体会員及び特別会員をいう。

- 一 産業会員は、企業とする。
- 二 大学・国立研究機関等会員は、大学や国立研究機関等とする。
- 三 自治体会員は、国内の都道府県市町村とする。
- 四 特別会員は、事務局長が本研究会の活動に寄与するものと認めたその他の機関・有識者とする。

(会員の入退会等)

第7条 本研究会に会員として入会を希望する機関は、入会申込書及び秘密保持契約締結同意書（以下「申込書」という。）を第5条に規定する事務局長あてに提出するものとし、第6条に該当する機関であり、且つ本会則、本研究会での議決及び第15条に定める補則を遵守することを条件に、その機関の入会を本研究会において議決された場合、会員として入会することができる。

2 会員が退会しようとするときは、その理由を付した退会届を事務局長あてに提出しなければならない。

3 会員は、本条第1項で提出した申込書の内容に変更があったときは、速やかに、変更後の内容を反映した申込書を事務局長宛に提出するものとする。

4 会員が、第6条に該当しなくなった場合、本会則の履行に関し不正又は不当な行為があった場合、その他本研究会の会員として相応しくない行為や状態が生じた場合、第9条に沿って、当該会員を除く本研究会での議決をもって除名できるものとする。

(会員の権利及び義務)

第8条 会員は次の各号の権利を有する。

一 会員は、本研究会に参加する権利を有する。

二 産業会員、大学・国立研究機関等会員は、本研究会に参加し、その議決権を有する。なお、議決権は、それぞれ1とする。

ただし、理研と理研鼎業は、本研究会に参加し、その議決権を有する。なお、議決権は合せて1とする。

三 自治体会員、特別会員は、本研究会に参加できるが、議決権を有することはできない。

2 全ての会員は、1機関につき1名の本研究会における代表者（以下「代表者」という。）を定めることとする。議決権を有する会員の代表者は、本研究会において、会員を代表して議決権を行使する。

3 会員は、本会則、本研究会における議決、第15条に定める補則を遵守し、本研究会の目的を達成するために協力するものとする。

4 全ての会員において、入会に際しての入会費及び本研究会運営のための年会費等の費用負担はないものとする。ただし、本研究会事務局及びその他会員が企画するセミナー及びシンポジウム等イベントでは、別途費用が発生することがあるものとする。

(研究会の運営)

第9条 研究会は、事務局長が招集する。

2 研究会では、第3条で定める研究会内容のほか、本研究会の運営に関する次の事項を議決する。

一 第13条に沿った会則の改廃、及び秘密保持契約約款の内容変更について

二 会員の入会、除名について

三 その他重要事項

3 議決が必要な場合は、議決権を有する会員の代表者の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成で議決する。可否同数の場合は、事務局長の議決するところによる。ただし、本条第2項第二号については、議決権を有する全ての代表者の3分の2以上の賛成で議決する。

4 議決権を有する代表者のうち、本研究会に出席することができない者は、予め書面により、会員内の代理人（以下「代理人」という。）を指定することができる。なお、議決を行う際の代理人の意見は会員の意見とみなすことができる。

5 本研究会に準ずる、全ての代表者参加のメール審議や遠隔会議等によって議決を行うことができる。

（情報の取扱い）

第10条 本研究会において、一部の会員に秘密として特定され開示される情報を除き、会員間において開示される全ての情報は、他の会員に開示することができるものとする。

2 本研究会において、秘密として特定し開示する情報の取扱いについては、別途本研究会会員間で締結する秘密保持契約の約款にて定める。

（知的財産権の取扱い）

第11条 本研究会において、新たに取得した知的財産権及び会員が開示する知的財産権の取扱いについては、別途本研究会会員間で締結する秘密保持契約の約款にて定めるものとする。

（解散）

第12条 本研究会の解散は、本研究会の目的が達成されたと認められる場合、本研究会の運営が困難となった場合等に、本研究会(メール審議等含む)での議決を経て事務局長がこれを行うものとする。

（会則の改廃等）

第13条 本会則の改廃は、本研究会での議決を経て行う。

（設置期間）

第14条 本研究会の設置期間は、本研究会設立の日から2023年3月31日までとする。ただし、本研究会において継続が議決された場合、引き続き1年間延長し、以後も同様とする。

(補則)

第15条 本会則の定めるものの他、本研究会の運営に必要な事項は、本研究会での議決を経て別に定めることができる。

(協議)

第16条 本会則の解釈等、本研究会の運営方法に疑義が生じた場合については、本研究会での協議をもって円満にこれを解決するものとする。

附則

1. 本会則は、2021年6月1日から施行する。
2. 本会則に関わらず、2021年5月31日までに第7条第1項に沿って入会申し込みを行った本研究会への入会希望機関については、本研究会の会員にすることができる。
3. 本会則に関わらず、初めての研究会は理研鼎業が招集する。

改訂履歴

- 1, 本会則制定：2021. 6. 1
- 2, 第8条第4項の追加、第9条第2項の改訂、第14条の設置期間延長及び附則2の日付変更：2022. 4. 6

以上